

平成26年度 第2回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会 議事録

■日 時 平成26年6月2日（月）午前10時から

■場 所 追手門学院 大阪城スクエア 大手前ホールD

■出席委員 池田委員、鈴木委員、花田委員、大森委員、尾崎委員、金谷委員、戸田委員

（計7名）

■会議内容

開会 午前10時00分

○事務局 では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから、大阪府消費者保護審議会、第2回基本計画策定検討部会を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、委員の皆様にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

司会をさせていただきます、消費生活センターの義永です。よろしくお願いいたします。

なお、本会議の議事録作成のため、録音をさせていただくことをご了承ください。

まず初めに、資料の確認です。

まず、次第です。次に、委員名簿です。次に、配席図です。次に、資料1、大阪府消費者基本計画（仮称）の全体像です。次に、資料2、大阪府消費者基本計画策定に向けての意見答申（案）です。次に、第2回検討部会発言ということで、委員意見（別掲）です。次に、参考資料の1、大阪府の消費者行政担当部署の人数の推移及び予算の状況です。次に、参考資料2、上段のほうに第一章から第三章抜粋というものです。最後に事務連絡で3回目の開催案内です。

資料のほう、漏れございませんでしょうか。

では、次にまいります。

委員の出欠状況です。本部会の委員総数は7名です。皆さんおそろいですので、会議が有効に成立しておりますこと、ご報告申し上げます。

それでは、本日は、この後、部会長のほうから議題の進行につきまして、よろしくお願いいたしますと思います。

○池田部会長 皆さん、改めてご挨拶申し上げます。おはようございます。

大変お忙しい中、第1回から第2回のこの間、非常に精力的に、基本計画策定に向けた答申案の中身について、いろいろと先生方のほうでさまざまな勉強会等を行っていただいているというふうにも聞いておりまして、部会長としても改めて心より厚くお礼を申し上げる次第です。

それで、本日は第2回でございます。一応、7月7日、第3回を予定しておりますが、全体の答申までのスケジュールを考えると、実質本日の議論としてはかなりぎりぎりのタイミングで、本日の第2回の議論はぜひ充実させていただければというふうに願っております。

その上で、審議会が予定されておりますので、そこでも部会メンバーじゃない委員の方からのご意見等もあろうかと思っておりますので、そのような流れも少し先生方と共有しながら、本日、ぜひ自主的に実のある議論をご披露いただければというふうに思っている次第でございます。

それで、今、事務局のほうから、配付資料について簡単にお手元の資料の確認という形でさせていただいたところですが、事前に部会委員にはあらかじめ資料を送付させていただいておりますが、今の段階で何かわかりにくい点、補足説明をしてもらったほうがいい点など、もしありましたら、ご質問いただければと思っております。ないようでしたら、すぐ意見交換のほうに移りたいと思っております。あるいは進行について何かご意見ございますか。よろしいですか。

じゃ、早速に、実質今日が最後ぐらいの感じで意見交換をさせていただければと思っておりますが、特に順番を決めているわけではございませんし、どなたからでもご自由にご発言いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

じゃ、大森委員。

○大森委員 それでは、今日、資料で、時間もないと思われましたので、発言したい中身をペーパーで出させていただきます。委員意見の別掲という部分になります。全部を紹介するつもりは全然ありませんので、ポイントだけちょっと意見を発言させていただきたいと思っております。

あと、発言にかかわる内容と直接かかわる資料は、冒頭からページ数が打っております8ページまでのところにして、そのあとの2枚は参考資料ということで配っていただくように事務局にお願いしたものです。そちらを、どんなものかだけ、まずご説明させていただきます。

後ろから2枚目についております、「大阪府消費者基本計画に盛り込むべき事項に係る意見」という文書でございますが、これはこの基本計画づくりに関心のあるメンバー10数名ぐらいで勉強会を今させていただいております。メンバーは、弁護士さん、司法書士さん、相談員さん、消費者団体のメンバーで、これまでに4回ほど集まりを持って勉強会をして取りまとめたものということで、また参考にご覧いただければということで、議論に加わっていただいたメンバーの中には、この審議会の委員の中からは尾崎さんも一度ご出席いただきましたし、あと、私と吉田先生と生協府連の中村さんは、4回とも出席をして議論に加わって、整理をしてきたということでございます。

一番後ろについております、6月26日の学習会の案内チラシを入れさせていただいております。こちらは、審議会の消費者代表を出している6団体のところで相談をいたしまして、広く府民の皆さんに、この基本計画の中身の細かい議論ということではなくて、今の消費者の置かれている状況がどうなっているのかとか、この基本計画を作るということにどんな意味があるのか、それを作ったらどんないいことあるのみたいな、そういうことを広く知ってもらう場をまず作ろうじゃないかということで、そういう場を設けさせていただきました。忙しい中、所長にもご挨拶に来ていただくようお願いをしているところです。また見ていただければということで、発言のほうに入らせていただきます。

最初のところの基本認識ということと、あと、その下の第1-1の「計画策定の基本的考え方」というところですけども、ここが一番のメインに、今日、私としては意見を述べたいところです。

まず、基本認識として、私自身は、今現在、消費者にとっては消費者の権利が依然十分に確立していないと、被害も非常に多いです、なおかつ埋もれている被害も非常に多いんだというところを、まず前提にしたいと思うんですね。そうすれば、やはり、今の消費者に係るさまざまな施策、執られていますけれども、まだそれは不十分であって、その拡充が必要なんだということを、きちんと答申の中で謳うということが必要だろうというふうにまず思います。

合わせて、これは行政の作る計画でもありますし、当然、行政が果たしていただく役割は、非常に大きいということは言うまでもないんですが、今後、この消費者の施策を考えていった場合に、これからより必要になってくるというのは、できるだけ多様な主体がそこにかかわって、ネットワークを作って問題解決に当たっていくという、そういう視点が幾ら強調しても足りないぐらい、行政だけで全部お任せしようとも全然思いませんし、限りもございま

すということになるでしょうから、それも意識をするべきだと思うんですね。そうすると、行政がやることだけを書くということではなくて、そういう多様な、これからかわってほしいと思う主体に対して、こういう内容でこういうことを一緒にやっていきましょうよと呼びかけるみたいな、それで、なるほどそうかと、じゃ私たちはこういうことをやればいいんだねということで、そういう関係者が元気づけられて、そこに参画をしていくんだという、そういう流れを作っていく本当に第一歩が、この計画を作るということであり、さらに計画を実施して検証して見直しをしてという、そのプロセス自身がそういう視点を持って進められるべきだということを、答申の中で、できるだけきちんと書き込んでおく必要があるんじゃないかなということを強く思います。

そういう形で、できるだけ幅広い主体に、関わっていただきたいという主体の人に理解をしていただく上でも、やはり、わかりやすさと一定の具体性みたいなものは入れておかないと、じゃ、どういうことをやっていいか結局わからなくて、曖昧になってしまうということを懸念いたします。

なおかつ、この計画というのは、単年度ごとで何か施策を積み上げるということではなくて、一定の期間を定めて計画的に進めるということになりますから、当然、一定の目標と、それを進めていく中心的な施策というものは、計画の中にきちんと盛り込まれるべきだろうということで、これは下に、昨年8月のこの保護審議会の答申の中で、「消費者基本計画の策定について」という部分をちょっと引用させていただいておりますけれども、府においても、消費者施策を計画的に推進するためには、目標を定め、その目標を達成するために施策を計画的に実施することが必要だということが、これは昨年の審議会で答申されている中身ですので、それに沿って目標と施策を盛り込んでいくということ、改めて今回の答申でも謳うべきだろうというふうに思います。こういうことは、何か特殊なことではなくて、資料の5ページ目に少し私のほうでまとめさせていただいたんですが、こういう重点施策というのは抜き出して定めるというのは、国のそもそも消費者基本計画自身が重点施策と基本的施策ということで整理をしているところですし、ほかの県のところでも、私が拾い出した限りということですが、重点施策を入れております。加えて、資料の6ページのところにいけば、その数値目標、目標を数値で示すのかどうかというのは、議論があるかと思いますが、他県の例では、幾つか数値でわかる指標を定めているということ、そういう実例もございますので、それも参考にして、答申の中に必要な記載をしていくべきではないかということ、これが一番言いたい中心的なところ、

あと、2ページ目のところですけども、今回の案のところ、現状のデータの後に課題というのが、こちらの案の23ページのところ「府における消費者行政の課題」というのが載っています。その後、理念ということで、26ページ目に「現状等を踏まえた取組の重要性」というのが出てくるんですけども、ここはかなり記述としては重なる部分も多いので、重点的な課題あるいは施策ということで整理をするほうが、わかりやすいのかなというふうに思っています。

合わせて、今の案の24ページのところの右の段の（5）というところに、「効率的・効果的な消費者行政推進のための府と市町村の役割分担」ということが書かれていますが、今の私の発言の趣旨でいけば、まず消費者行政推進の強化・拡充ということが謳われて、合わせて、役割分担自身はそれでいいかと思うんですが、役割分担をする際に、府がではどういう機能を持つのかということをはっきりしておかないと、どういう役割分担をするかもわからないというふうに私は思っています。その中で、私の発言の3ページのところ、上から5行目あたりに戻っていただければと思うんですが、府が保有すべき中核機能の中で、やはりきちんと府自身で行う相談業務でセンサー機能を強めるんだと、それがなければ、広域的・専門的な役割も果たせないというふうに私は思っていますので、そこはそういう形で整理してはどうかということでもあります。

最後、1点だけですけども、今回の案の基本目標の中でも、消費者教育の分を独立した基本目標として設定すると、前回そういう議論がされて、そういう形で見直しがされたところで、それはそれでよかったなと思っているんですが、ただ、前回、私、事務局のほうに、資料として大阪府の消費者教育の現状がわかるような、何かそういう資料はないですかということで、可能であればということをお願いもしたんですが、なかなかそういう資料が見つからないということでございました。現状自身がやっぱりはっきりつかめていないという中で、ここの記述は、本当に一般的なことしか書かれていなくて、これでは5年間これを使い続けるということには到底いかないというふうに思っています。私自身の意見としては、やはり審議会のところ、常設で部会を作って、そこが消費者教育の審議会として、多様な主体を構成メンバーにして議論をして、改めて本格的な基本計画を作るというプロセスを踏んでほしいなと思います。そこに参加しているメンバーは、実際に動く主体の人がそこに参加して議論をする、それで検証もしていくんだという、そういう仕組みを作ると。場合によっては、そこが消費者安全確保の地域協議会という役割も兼ねて、そういう常設部会を設置するというようなことが考えられないのだろうかということもございます。

あとは説明しませんので、この文書をもって部会で発言をしたということにさせていただきます。

すみません、長くなりました。ありがとうございます。

○池田部会長 大森委員、どうもありがとうございます。

今、言及いただきました資料の2、「大阪府消費者基本計画策定に向けての意見答申(案)」、これが本日のたたき台といたしますか、皆さん方からこれからいろんなご指摘をいただきたく上で、最終的に次回、ほぼ成案のような形でお諮りしたいというふうに思っているところなので、ぜひ本日の部会で活発なご意見をいただければというふうに思います。

いかがでしょうか。

じゃ、尾崎委員。

○尾崎委員 事前にペーパーをいただきましたので、読み込んでまいりました。その中で、ひとまず全体の感想なんですけれども、厳しい意見を申し上げるようで大変恐縮でございますが、きれいにまとまり過ぎていて、もう少し踏み込んだ具体的なものを盛り込んでいただけるほうがいいのかなということ、あと、やはり直接行政のほうで相談をやってらっしゃらない、委託をされているということで、被害の状況とか相談の内容の分析というのが、やはりこういうところで、ちょっとできない部分がおありになるんじゃないかなということ、この計画案を見まして感じました。残念だなというのが全体的な私の感想でございます。

では、ちょっと申しわけありません、お時間取りますが具体的にお話をさせていただきますと、まず、ネット取引については、若年層から高齢者まで、これからは、ますます幅広い年代がさまざまな部分で使っていく、いわゆるモバイルの時代に入ってくると考えます。その中で、この基本計画の中では、インターネット通販によるトラブルというものを中心に考えていただいているようなんですが、被害というのは、これからはもうそれだけではないです。SNSを使ったもの、あるいはオンラインゲームを使ったもの、これは若年層だけではなく、これからは、高齢者のほうもモバイルコンテンツを持つということについて、広がっていくという懸念がされておりますが、その部分を、もう少し盛り込んでいただく必要があるのではないかなと思っています。

それから、この答申案の27ページなんですけれども、下から2つ目の「事業者、事業者団体の役割」というところについてなんですけど、「公正な取引に努める必要」というのがあるんですけれども、事業者に対して消費生活センターが言えるのは、まず監督官庁は、条例とか法律に基づいた処分とか勧告というものに限られますので、かなり幅を絞った形でしか指

導、勧告とかということが難しいです。消費者センターは、それ以外に何が言えるかという
と、コンプライアンスの充実というものが言えるのは、消費生活センターだけなんです。相
談を受けている現場で、勧告とか指導とかというのは難しいけれども、こういうところを遵
守していただければ、消費生活の全面的なところにもう少し被害が少なくなるんじゃないか
という部分は、あっせんができる消費者センターならではの言えることなので、やはり、より
高いコンプライアンスの確保という部分を、事業者の役割の中に入れ込んでいただきたいと
いうふうに考えております。

それから、ちょっと上に行きまして、同じく27ページの一番の上の4行目、「消費者取引
の適正化の観点」というところを盛り込んでいただいているんですが、条例の第2章の中
の「不正な取引の行為の防止」という部分で入れ込んでいただいているんだと思うんですが、
第1章第1節の「被害の防止」という部分の観点から、危害防止措置についての観点のもの
を、もう少し入れていただけないかなと。取引の部分だけではなくて、やはり製品事故とか
そういう部分の観点も、ここに盛り込んでいただけたらありがたいなというふうに思ってお
ります。

それから、次の30ページの38行目なんですけれども、「企業においても法令等の十分な理
解」ということも書かれているんですが、これは、企業は十分な理解だけでいいんだろうか
と、法令というのは、いろいろな解釈によって企業というのは運営をしていく部分ござい
ますので、正確で十分な理解ということが必要んじゃないかなと。十分な理解だけではど
ういうふうに解釈されるかわかりませんので、やはり、法令を正確に理解していただくとい
うふうなことが必要んじゃないかなというふうに思いました。

それから、32ページの8行目、「消費者への情報提供」の部分なんです、「消費生活に
必要な幅広い情報の収集」ということを必要とされているんですけれども、これは収集だけ
でいいのかなと思いました。やはり、内容の分析というのをして、初めて収集、分析という
もので充実をしていく情報提供になるんじゃないかなと思いましたが、ぜひとも行政のほ
うでは、分析というものも入れていただきたいなと思います。

それから、34ページなんですけれども、これは先ほど申し上げましたとおりに、SNSと
かオンラインゲームといったもののほかに、サイバー犯罪の傾向についてもこれからますます
増えると思います。書いていただいていますように、カード社会であるとか、あとはオン
ライン上のネットバンキングというもののツールもますます増えていくでしょうから、それ
に関してのサイバー犯罪に対しての対策、それと、個人情報の流出の関係についても盛り込

んでいただけたらというふうに考えました。

それから、36ページ3行目なんですけれども、「家族を初めとする周囲の人々による見守りの重要性」という部分を書き込んでいただいているんですけれども、近ごろの家族による見守りというのは、大変難しい状況なんです。独居老人とか高齢者世帯層がますます増える中で、家族が見守っていくというのは崩壊に近いと思っています。そこで加わっていくのが、やはり地域の人々や民生委員、包括支援センターなど、そういった見守りのネットワークの構築というものがますます重要化されていく、社会全体で高齢者の被害を未然防止していくというふうに向いていくでしょうから、そういう部分も少し盛り込んでいただけたらいいんじゃないかなというふうに考えました。

それから、42ページなんですけれども、ここにおいても、まず1行目、「家庭においては親等が子供に対して金銭やインターネット等の適切な利用の仕方というのを身につけさせる」となっているんですが、やっぱり、幼少期から今後は、商品やサービスに関する危害・危険の防止の部分についても教育をしていく必要があるのではないかと考えています。グローバル化して個人輸入等も増えております。日本の法規に見合っていないような海外からの商品も、平気でインターネット上で売られているし、販売をされている状況ですので、そういった危険な商品とかサービス等において、危害・危険の防止も盛り込んでいったほうがいいのではないかと思います。

それから、5行目なんですけれども、地域における消費者教育については、「事業者に対して、従業員が」云々というところなんですけれども、地域と事業者への消費者教育というのは、目的とか内容がやっぱり違ってくるものだと思いますので、地域における消費者教育というものと、事業者における消費者教育というものを2つに分けた上で、それぞれに対してどういうことを行っていくのかというの、少し具体的に織り込んでいただけたらどうかというふうにも思いました。

すみません、長くなりましたが、私からは以上でございます。

○池田部会長 非常に、尾崎委員、詳細なご指摘をありがとうございました。

さらにご意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

なるべく、実質今日が最後ぐらいの感覚を持っておりますので、部会の委員、できれば全員ご発言いただければというふうに思っております。

ちょっと、ほかの委員の発言がある前に私のほうで、部会長というよりも、私も部会の委員の1人ですので、少し前回から今回にかけて、こんなふうな動きをしてきましたという、

情報提供としてお話をさせていただければと思いますが、1つは、消費者教育がこれから非常に重要になると、それで環境教育、これも非常に大事。先ほど指摘いただいたように、従前の消費者教育という形でのくくりというのが、ある意味では、現状の把握という面でなかなか徹底しない面があったかと思えますけれども、それを、今度の基本計画の中に、そういうところを明記した上で、意識的に大阪府として、そちらの方向に動き出すというところで、多分ある程度の検証のようなところがあればなというふうに、個人的には期待をしているわけですが、その中で、基本的にさまざまな消費者被害を前提とすると、私個人が研究者として、消費者の自己破産の実態調査を、裁判所の記録調査を含めてやってきました中で、やはり金利の計算のところも含めて基本的な、消費者力というふうな言葉を使っていいかどうかはともかくとして、そういった基礎力のところで、やはり何かすべきところがあるのではないかというのを常々思っていたところがありました。その意味で、「読み、書き、そろばん」というのは、基本中の基本なのですが、それを改めて消費者教育の視点から、その価値をもう一回読み解くということがあっていいのではないかということで、「読み、書き」のところについては、具体的にちょっと動くことができませんでしたが、「そろばん」については、大阪府の珠算教育をされておられます会長の方と実際にお話しして、非常に前向きに幅広い協力をいただける、そういう感触を得ました。その、そろばん教育をやっておられる団体では、無償で外国人の方にそろばんの指導をしておられる、これも20年近くそういう無償でやっておられるというようなこともありまして、我々、府の消費者計画をつくる前提として、別に国籍にこだわるわけではありませんし、さまざまな消費者被害を前提とした消費者教育を考える場合には、外国の方もそうですし、それから障がいのある方についてもそうですし、そういうきめ細かな目線を持っていく必要があるのかなというふうに思います。その意味で、そういう「そろばん教育」というところが、1つ連携の可能性として、少しいい感触を得たということ、1つご報告させていただきたいと思えます。

それともう1つは、いろいろな商品、多様な商品が出ております。素材が何かというのは一応表示が出ているわけですが、具体的に、その製品が消費者被害という形で製品事故のような形になった場合に、どういうメカニズムでそういうことになるのかということについて、やはり検査をする必要があります。大阪府が中心となって、そういう厚みのある検査機構を持つということは、これはこれで1つの考え方かもしれませんが、全体の府の財政等を考えると、より現実的なのは、多様な大阪府下にある人的・物的リソースをつなげる、連携することによって、あらゆる事態に対応することができるようなバックアップ体制、ネ

ネットワークづくり、そういったものがないのではないかとということで、これは私が所属する大阪大学の中で、特に理系の部局との関係で、そういう協力についてどうなのかということで、副学長と少し意見交換をしました。従前、そういう意識が、大阪大学としても余りなかったというところがあるわけですが、しかし、社会貢献というのは、大学としてもぜひやりたいところで、今後、そういうところを含めた取り組みを強化していきたいと。実際に副学長は、懇談した後に、実際に自分の所属する部局で、そのあたりのところを担当しておられる教授とも相談されて、少し前向きに動いておられるということ、その後確認はさせていただきます。実際、検査機器というのは非常に高額です。その高額な機械が、実際に大阪府下にあるわけですね。高額の機械であれば、それなりに性能がよく、いい結果が出るだろうというふうに普通に思うわけですが、必ずしもそうではなくて、やはりその機器の性能を十分熟知した上で、それを操作する担い手、これもやはり育てていかないとまくいかないという話もされていまして、大阪府の消費者教育の中で、そういう機器の担い手の育成というようなところも含めて、大学側として協力できるところがあるのではないかとというふうに、逆提案もされたところ。そういうようなところで、専門的な機器を、専門的な知見を持った担い手の方が、担当していただいて、その結果出てくる解析についても、専門的な立場できちんとやっていただける、それを、次世代にも継承できるような持続可能なシステムとして作っていけるというようなところが、少し前向きな感触として得たところです。

以上、2つの例をご紹介申し上げましたけれども、この部会で議論する、あるいは審議会の総会で議論するだけでは、どうしても足りないところがありますので、部会委員におかれましては、会議の合間を使って、大阪府下あるいは大阪府下に限らない人的・物的リソースの有効活用、あるいは連携強化、ネットワークづくり、そういったところで、ぜひお知恵、あるいはご助力をいただければありがたいと、これは部会長としての発言というよりは、一部会の委員としての思いでございます。

ということで多少、ほかの委員でまだご発言をいただけていない方にも、少しご発言いただける余裕が生まれたのではないかとというふうに思いますが、ちょっと前座を務めさせていただきます。いかがですか。

お願いいたします。

○鈴木委員 短い時間の中でここまでの整理をしていただいたことに、まずは感謝申し上げます。

この中で、幾つかやっぱり気になる点がございましたので、まずそちらについて述べたい

と思います。

1つは、8ページのところですが、高度情報通信社会の関連で書かれております。これは、先ほどの尾崎委員のご発言にもありましたけれども、こうした高度化が進むことによって、何が起るかということの、もう少し幅広い見通しが必要なのかなということと、それに加えてデジタルデバイド、つまり情報弱者に対してどうかかわっていくべきなのかという視点が必要になってくるだろうと思います。それは高齢者に限らず、そうした情報にアクセスしようと思ってもできない人たちや、仕方がよくわかっていない人たちがどういう被害に遭っていく可能性があるのかということについて、十分に認識した上で計画を立てていくべきではないかと思いました。

もう1つは、12ページにネットバンキングやカード社会ということで表現されておりましたけれども、最近余りデータとして見かけなくなったなと思ったのは、先程、部会長のほうから自己破産というキーワードが出たんですけれども、自己破産や破産からの回復のプログラムをどう立て直していくのかといったあたりについても、言及していく必要があるのではないかなと思いました。

それから、13ページ、これは確認なんですけれども、図表12に四角の枠囲みがありますけれども、これは、下から3つ目の間違いではないかなと、本文中と齟齬があると思ったんですね。本文11行目からは、「これまでの大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることは重要であると考えたと回答した人が90%以上」というふうに文言が書かれておりますけれども、枠で囲ってあるのは下から2つ目になっているんですね。これ、3つ目の間違いではないですかという確認です。

このページの中で「食の個食化」という表現がございます。実は「個食化」の「こ」というのは、私が存じ上げているだけでも6種類の「こ」を使った「こ食化」という表現がございます。ちょっとこの表現のままだと限定的になるかなと思いますので、食生活の多様化ぐらゐの形で表わしていただくほうが、わかりやすいのかなと思ったところです。

それと、アクションプラン、行動計画についての記述が、28ページにまとめのような形で、第3の部分の一番最後にまとめ囲いで書かれております。ここが、どうしても行動指針ですので、ある程度、抽象的な表現にならざるを得ないのはわかるんですけれども、余りにもやっぱり抽象的かなと。ガイドラインと言っているわけですから、何をすればこの行動指針として十分なのかといった、具体的な姿が見えるような表現があるといいのかなと。ただ、この答申の中に盛り込むには、まだ少し時間的にも練っていただかなければならない部分があ

ると思いますので、できればこの行動指針に関しては、別枠でわかりやすいA3見開きのパンフレットのようなものを作っていただくと、わかりやすくいいのかなと思ったところです。

あと、言葉の表現の部分で幾つか、恐らく同じようなことを言いたいんだろうけれども、別の言葉を使って表現されているところがございます、一番気になったのは「持続可能な」というところですね、「持続可能な社会を目指したライフスタイル」、これが、「環境負荷が少ないライフスタイル」とか、「環境に配慮した消費生活」というものと、恐らく同じような概念として使ってらっしゃると思うんですけども、余り頻繁に言いかえがありますと、それぞれが何を示しているのかわからないと、理解できていないかのような誤解を招く可能性がありますので、そのあたりは共通していただいたら、より理解が進むのではないかなと思ったところです。

これは、データがなかなか難しいだろうということで、部会の委員の皆様からも情報提供をしていただく必要があるのかなと思っておりますのは、障がい者に関する記述の部分です。どうしてもデータが上がりにくいというのはよくわかるんですけども、ある程度、事例的なものでも構わないと思いますので、支援をしていくというからには、やっぱり現状としてどこにどんな問題があるのかということを押さえる必要があると思うんですね。そうであるならば、すぐに支援に届かないまでも、どういう障がい者が巻き込まれている事例があるのかをきちんと検討して把握して、その対策をちゃんと立てられるような体制を整えていくということが、まず第一段階として求められているのかなと思ったところです。私も関心がありましたので、いろいろと自分でも調べてみようと思いましたがけれども、なかなか具体的なデータとしては上がってこないんですね。でも、直接相談にかかわってらっしゃる方たちの言葉からは、障がいを持った方たちが被害に遭っているということは伺っているんですね。なので、どういう形での情報収集ができるかも含めて検討していくということを、この計画の中に盛り込んでいただければありがたいなと思いました。

以上です。

○池田部会長 ありがとうございます。

それでは、次の少し段階に進めたいと思います。お手元の、今、言及いただきました資料の2の「大阪府消費者基本計画策定に向けての意見答申（案）」というところで、これを本日のたたき台ということで、全般的に今ご意見をいただいたところで、さらに目を皿のようにしていただいて、各ところ、既にご意見もいただいているところですが、重複を厭わずご

指摘をいただければと思いますが、まず、4ページの「第1、計画策定について」、それから第2の、5ページ、「消費生活をめぐる現状と課題」、あと、それが24ページまでというところで、先程ちょっと資料関係についての別のところのご指摘もいただきましたけれども、資料部分と思われるというか、図表のところも含めてしっかり見ていただいて、ここはどんなところをご指摘いただければと思いますが。繰り返しますけれども、まずは24ページまで限定して、ご意見を集中していただきたいと思います。いかがでしょう。

○花田委員 ありがとうございます。まず、私、環境問題に関して少し気になったところがございますので、それを申し上げたいと思います。

ただ、そのほかにも、幾つか表現が、やや気になるところというのが散見されますので、事務局のほうに、お伝えしたいというふうに思います。

私、今、部会長から仰せつかったこの範囲の中でいいますと、13ページのところでございます。「環境問題の深刻化・エネルギー問題」ということで、例えば先ほど鈴木先生から「食生活の多様化」という言い換えはどうかというお話がありました。私も実は「食生活の変化」というふうにしたらどうかなというふうに思ったんですが、これ、例示とは思うものの、非常に限定的な例示で、「環境問題の深刻化、エネルギー問題」の食の部分を語ろうとされているところがありまして、それがちょっと無理があるのではないかというふうに、率直に申し上げますと感じました。例えば、「容器包装廃棄物の増加が小分けパックなどによって増えた」と、これはあると思うのですけれども、もう少し大きな話としましては、例えば自給率が低下するということによってフードマイレージが上がり、輸送に関する環境負荷が高まることでありますとか、それから、旬がなくなったというふうに言われていますけれども、通年の供給体制に伴うエネルギー消費の増加といったようなことも大きな、食に関することだけでもこういうことがございますので、もし食に関して例示を今ここでしようということでしたら、この2つぐらいは入れておいていただいたほうがよろしいかなと思しました。

それで、例えば表現の気になるものの1つは、7行目で、「近年では地球温暖化や生物多様性の損失などの環境問題も生じている」ということですが、「一因ともなっている」というふうにやっぱりすべきではないかなと。環境問題の、ごみのこと循環型社会ということと、それから低炭素社会ということと、それから生物共生社会ということの3つをもって、先ほどご指摘の持続可能な社会を目指すということになっているんですが、個別の事象の1つの例だけを挙げているということで、たとえ消費者問題という観点としても、これで正しいの

かどうかというのが少し気になったところでもございました。とりあえず、この範囲の中では、このところを申し上げたいと思います。

○池田部会長 ありがとうございます。

13ページ、ご指摘いただいたところで、「生物多様性の損失」となっているけれども、「消失」というような言葉ではどうなのでしょう。ほかのところもご指摘いただいたんですが、今たまたま見て。

○花田委員 一般的には「減少」かなと思います。ちょっと今考えたんですが、多様性が……

○池田部会長 なくなっちゃいけないけれども、だんだん、崩壊というか縮小……。

○花田委員 ということかなと思います。

○池田部会長 確かに「損失」では、何かちょっと意味わかんない表現ですね。ちょっと見直しをしたいと思います。ありがとうございます。

いかがでしょう、第1及び第2。じゃ、また後で戻るかもしれません。

いいですか。どうぞ。

○大森委員 すみません。そしたら、この部分で、先ほど冒頭発言させていただきましたので、その部分はいいんですが、現状をめぐるいろんなデータなんですけれども、少し、私の発言ペーパーの2ページ目に、もうちょっとこういうデータもあるよということで挙げさせてもらっています。やはり、今の被害の具体的なところをもう少し、どれぐらいあるのかとか、冒頭申しましたけれども、被害に遭っても相談を受けていない人がたくさんいる、例えば大阪市さんが昨年行われた調査によりますと、この1年以内に被害を受けた人で消費生活センターに相談をした人という人の割合は9%になっているんですね。これ、国の調査にいくと、行政窓口で相談した人は2%しかいないというような状況で、今の少なくとも窓口で受け付けている消費者被害というのは、本当にごく一部であって、だからこそ拡充が必要だという、私はそういうふうを考えておりますので、例えばそのものであったり、あるいは特殊詐欺であれば一定対策去年やって、オレオレとか還付金詐欺は、年明け以降は大阪府警のデータ見るとすごい下がったんですね。ですが、一方で投資の詐欺が今度は増えたみたいなことで、対策をちゃんととればやっぱり効果は出るという一方で、それをとっていても、イタチごっこで別の手口が今度出てくるよみたいな、そういうことも読み取れたりしておもしろかったりするんで、そういうもうちょっとわかりやすいようなデータを入れるということも1つ考えてはいいかということ。あと、もう1つはすごく大きい話で、24ページの先ほど聞いていただいた(5)の部分にかかわるかなと思うんですが、消費者行政を拡充すると

いった際に、いろんな施策を今よりも増やして強化していくといったときに、では、今の大阪府の体制でそれが担えるのか、現状のままで、ということをやはり考えてみる必要があるということで、今日、府のほうから参考資料をお願いして、職員の数と予算の推移の状況のペーパーを「参考資料1」ということで配っていただいています。職員のところは平成20年度以降、現行ベースで、消費者行政の強化というのが謳われ出したのがこの平成20年度以降ぐらいのところだと思いますが、そこから減ることはないけれども増えることもなく、ずっと維持されていると。予算を見ると、基金が使われることで全体予算は増えているんですが、自主財源は年々減っているんですね。ここの消費者庁等の関係でも、この基金分を自主財源化どうするんやということで、今年中だったかと思いますが、自主財源化計画を、これは都道府県全体レベルで出ささいというふうなことも言われています。そういう中で、本当に今の予算と体制でいいのかということを実際に考えます。職員数のところは、私のペーパーの7ページ目、8ページ目で、これちょっと急遽調査をして整理した人口規模の似ている府県のところの職員数、データを出し、調査をしてみました。細かいところは見ていただいて、8ページ目のところに、3、職員体制の比較ということで、その上のほう、消費生活センター以外に出先を持たない神奈川、千葉との比較というところを見ていただければ一番わかりやすいかと思いますが、特に正規の職員人数は圧倒的にやっぱり少ない。これ、いろんな個別にかかわっておられる方のご意見を聞いても、今の府の正規職員の皆さんは、本当にたくさんの仕事をお抱えて、本当に頑張っているということ、でもそれでも手いっぱいの状態だというふうに、周りからは見ておられる方がたくさんいらっしゃいます。私もそうなのではないかと。これから新しく消費者教育を頑張らましようとか、見守り活動、ネットワークを作っていましようといったときに、今の体制ではちょっととても、ほかと比べても現状すら足りていないのに、新しい事業をやるといったときに、それは無理がくるのではないかなということで、答申レベルの中では、そういう予算、人員体制の拡充ということも、やはり検討すべきだというようなことは盛り込んでおかないと、幾らいろいろ施策をしても、それを支える体制のところやっぱり整っていないんじゃないのかなということ、ちょっと強く懸念をします。それを追加でお願いできればなというふうに思います。

以上です。

○池田部会長 ありがとうございます。

一応、第1、第2、これぐらいにしようと思いますが、事務局のほうで何かコメントはありますか。なければ、その次に行きますが、第1、第2で、もしありましたら。

○事務局 先ほど鈴木先生のほうからご指摘がございました、表の中の、赤で本来でしたら囲んでいたんですけども、13ページの図表12のところでございます。囲っているのが、「日常生活における一人一人の行動が環境に大きな影響を及ぼす」ということで、これ、上の図表13の説明では、「大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることは重要である」ということの、こちらのほうが中心になっておりますので、そちらのほうに変えさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局 貴重な、いろいろご意見いただきまして、表現とかそういったところで取り入れられるところは、そのとおりに取り入れたいと思います。

ご指摘いただきました地域と職域、職域と地域と分けているので、その辺は分けて書かせていただいたらというふうなところはございます。

あと、それぞれのところで、見守りについてもおっしゃったような趣旨で、少し強めていこうと思うんですけども、やっぱり地域との連携、これも同時に書かせていただいているようなところもございますし、ちょっとばらばらになっているんですけども、いろんな、オンラインゲーム的なこととかウェブとか、そういうところも書かせていただいています、今おっしゃったようなところで、少しそうして書き込めばという、そのあたりは書き込めるところは考えたいと思っております。

○金谷委員 すごく細かいんですけども、レイアウトの仕方で、どこまでがずっとこの第2章なのかなど。すごく読んでいてわかりにくかったので、15ページの2が「府における消費者行政」ですね、これがやっぱり頭に来るような形で、もう少しグラフを小さくするとか、見やすいようにちょっとしていただかないと、読んだときに、どこまでがこの話の続きなのか、ちょっと最初に読んだときわかりにくくて。ちょっと工夫していただけると助かるんですが。

○池田部会長 もう少し具体的にご提案いただいたほうが、多分そっちの方向に動く場合に、多分動きやすいと思いますが。

○金谷委員 5ページ目のところが第2章で、1で「消費者を取り巻く環境」ですよ、そこからあとはずっと資料集なんです、結構長く。なので、ここはもう少し精査していただいて、文章を少な目にして、グラフを小さ目にしていただいて、1つの項目で見開きでわかるような形にしていただくと、素人が読んだときに理解しやすくて。

それで、この取り巻く環境のことについては、どこまで書いてあるのかなと思ったら、15ページの上のところまで終わるんですよ、6行目のところで。次のところをもう少し、2の

「府における消費者行政」が、もう少しぱっと見てわかるような形にレイアウトしていただくと、この第2章では最初に取り巻く環境のことを書いていて、次にセンターのことを書いているんだなというのがすごくわかりやすくなるので、見せ方としてもちょっと……。

○花田委員 多分なんですけど、4ページを見ていただけますか。第1のところ、今ご指摘の1、2というのがありますよね。これは非常にわかるということですね。それで、第2のところの1、2と、まず行が開いていないし、それからフォントが小さいんですね。本当に小さいことで申しわけないんですけども、やっぱりこれ、すごく大切なことで、それもあるかなと思いました。この15ページの2のところ、いかにも何か(1)のほうがかい顔しているみたいな感じなんですね。今、そういうご指摘だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局 体裁をもう少し整えさせていただいて、見やすい形にさせていただきます。

○池田部会長 それでは、第3のほうに移りますが、いかがでしょうか。特にないようでしたら、第4、第5、第6まで。

さっきの図表ですが、文章の合間に図表が入るとするのは、確かに親切な面と、それから何か集中して読み込んでいる側からすると、少しわかりにくい面もあるようにも思いますが。

例えば、全く個人的なあれですが、この図表とか付表とかというのを通し番号で一本化して、全部後ろのほうに回してしまうと、それで前のほうは文章だけにしてしまうというのも1つありかなと思います。その辺は別に固定せずに自由にご意見をいただければと思います。また、それに限らず、全体について、重複を厭わずご指摘をいただければと思います。

○花田委員 では、また環境関連で恐縮ですが、34ページに「環境に配慮した消費生活の推進（環境負荷が少ないライフスタイルの確立）」というのをに入れていただいています。資料1ととして全体イメージというのを出していただいております。とても気になったのが、基本目標にも、「消費者の自立への支援」でございますよね、そこに「環境に配慮した消費生活の推進（環境負荷が少ないライフスタイルの確立）」というのがございます。それで、基本目標3のほうも消費者教育に関するということで、これも消費者力、先ほど部会長のお言葉をお借りすれば、「消費者力を上げる」ということだと思っておりますが、今ここで基本目標2のところに出ている自立への支援としての消費生活の推進ということが挙げられているわけです。それで、34ページを拝見いたしますと、最初の2つの「ポツ」は背景のようなことを書いてらっしゃるのでそれはよいと。それで、大切なのは3つ目の「ポツ」かなというふうに思うんですが、ここを読ませていただくと、主体は誰を想定して書かれているのかなとい

うのが、ちょっとわからないところなんです。消費者の自立への支援ですから、消費者に対して言っているのか、しかし消費者に力をつけてもらうということだったら、ひょっとすると3のほうかもしれない。では、ここで言っているのは何かと考えると、例えば情報提供、それから地産地消の取り組みなどを背景にしますと、例えば事業者にちゃんと情報提供をしてもらうということなのか、あるいは地産地消の取り組みなども事業者にしてもらうのか、ちょっとわからないんですね、ここに入っている消費者の自立への支援と。だから両方必要だと思うんです、正しい情報をわかりやすく提供してもらうということ、それから環境負荷の小さいライフスタイルのための取り組みを事業者あるいは行政にさせていただくということ、それから消費者に力をつけていただくという、みんな必要だと思うんですね。その結果として、どこかに出ている協働ということ、社会を実現していくということにつながると思うんですが、ここに出ている3つのことというものの意味が、私にはちょっとつかみかねるところがございました。ですから、それは最初に資料1を拝見したときに、ここに消費生活の推進という、この自立への支援というところで推進というのが入っているのでも、ちょっと疑問ではあったんですけども。ここに入れるのでしたら、少しそういうところをはっきりとされたほうがいいのではないかなと思います。先ほど、コンプライアンスということが求められるというお話がありました、尾崎委員からあって、多分それとも通じる話だと思うんですが、それで考えると、ここでいいのかということも含めて、少しこの扱いというのを整理していただけるとありがたいなというふうに思いました。

以上です。

○池田部会長 今、最後のところのご提案は、より具体的に何か花田委員のほうでイメージとしてお考えのところはありますか。あるいは尾崎委員。

○花田委員 消費者の自立への支援を誰がするのかということですね。

○尾崎委員 それについては、先ほど大森委員もおっしゃいましたように、やはり行政だけがやっていくというのでは、なかなか難しい現状があると思いますので、具体的にどう連携をしていくのか、どこと連携をしていくのかというところを、恐らく、花田委員さんも、もう少し具体性を持って書いたほうがいいんじゃないかなということをお考えいただいているんじゃないかなと思うんですが。

○花田委員 ありがとうございます。

○池田部会長 改めて今、委員の皆さんから貴重なご指摘をいただいて、少し腑に落ちるとい
うか、いろんなパーツが全部絡み合っているんですね、それを有機的にどう結びつけていく

のか、それを実際に答申意見という中に、どういうふうに落とし込むのが一番効果的なのか、非常に難しいところではありますが、改めて課題がクリアになりました。

さらに全体についてご指摘いただけましたら。

お願いいたします。

○**金谷委員** もう少しゆっくり読んだら理解できると思うんですけども、私、どうも第4章が何かすごく重なっていて、同じところが何回も出てくるのは、かえって何かわからなくなってしまうって、迷路に入ってしまうような気がして、この4章がすごくいつもひっかかっちゃうんですよね。もしかしたら、基本目標2というのは、自立への支援と書いてあるんですけども、これ重点課題と考えてもいいと……。

○**池田部会長** 重点課題かどうかはともかくとして、金谷委員ならこういうふうにしたほうがいいという提案をむしろいただければ。

○**金谷委員** 同じことを、何かこう、同じ方向から書いていて、結局何をしたらいいのかが反対にわからなくなってしまうって。

○**池田部会長** 我々、本日のたたき台もそうだけれども、各資料についても基本的には極めて限られた事務局の、ある種キャパをほとんど超えそうなぐらいのご負担のところ、ちょっとやっつけていただいているんですが、部会メンバーのほうで、だったら私のほうで書きますという形で積極的にご提案いただければ、全体でまた……

○**金谷委員** どこに住んでいても、これは多分1つ、4番目の話は多分残ると思うんですよ。基本目標4って、どこにいても受けられると、これは外せないと思うんですけども、2と3とかは一体化してもいいのかなと。

○**尾崎委員** 実は私のほうも、これ読ませていただいて、行ったり来たりしながら読ませていただいていたんですけども、この課題のところに書いていただいているように、現状とかそういったものが、何か消費者には情報格差とか交渉力格差があるんだとか、被害が多様化・複雑化しているんだとか、未然防止が必要なんだというような、そういう必要性とかは何回も出てくるんですよ。これは最初のほうの課題とかそういうところにまとめていただいて、総合的な基本目標のところでは、具体的にもう少しどういう取り組みをしていくのか、アクションプランみたいなものを書いていただかないと、同じような、こういう現状でこれが必要だからこうするんだというところの、こうするんだところがちょっと薄くて、こういう現状でこういうことが必要なんだというところは、すごく何回も出てくるんです。なので、私も金谷委員も、重複するなというような印象になってしまったのかなというふうに思

いました。

○池田部会長 わかりました。

非常にいいご指摘をいただいているところですけども、全体の答申までのスケジュール感を踏まえながら、ちょっと勝手ながら私の頭の中で、どういうスケジュールの中で今の非常に重要なところを落とし込もうかなというふうに思っているんですが、場合によっては、部会ということではなしにインフォーマルな感じで、日程の都合のつく方、これは何も大阪府のほうで費用負担をいただかないところでお集まりいただいて、こういうふうな書き方のほうがよりすっきりするというようなところがあれば、事務局のほうもそれで納得いただくような形ができればいいのかなというふうに、今ざくっと思ったところなんです。

○鈴木委員 今回ここに書かれているのは、総合的、計画的に講ずべき施策の方向性と考えていたんですね。なので、それを前提に読んだので、私の場合が、そういう感覚では受けとめなかったんですね。今後の要望として、先ほどちょっと申し上げたような、より具体的に踏み込んだものが別枠で出るんですよねという確認だったんですね。そこの部分がこの答申の中に入り込むという前提になると、もっと時間をかけないと、非常に拙速な形でまとめた、やっつけのようになってしまうという懸念がありますので、今回は方向性と考え方の確認なんだろうなと思っていたところなんです、いかがでしょうか。

○池田部会長 いずれ、詳密な議論が担保されているということではなしに、ある意味では、部会の委員の皆様方の本当に熱意と努力の結晶で、何とか審議会の中でのある程度の意見分布についても落とし込んだ形で、最大公約数的なものができればなというふうに思っています。

それで、私、ほかの基本計画をつくっている都道府県、全部もちろん見れるわけでもありませんし、見たわけでないんですが、全体として見た場合に、アクションプランといっても、具体的にいついつまでにこれをこうしますというのは余り見かけなくて、そういう方向で頑張りますみたいところが割とあるのかなというふうにも印象を受けています。ただ、せっかく大阪府として初めて基本計画を行政府として出されようとしているわけですから、審議会としてもその方向性として、課題と、それから課題解決に向けた方向性、これはアクションプランと言えるかどうかはともかくとして、課題解決に向けた方向性というのは、やはり示す必要があるだろうなというふうには漠然とは思っております。そういう中で、少し書きぶりとして、それが一般の方にわかりにくいということであれば、少しこの文章の全体の配置も含めたところの見直しというのは、やはり部会の委員の皆様の意見が多いようであれば、

その見直しもあるのかなというふうにも思います。ただ、次回の7月7日、これでできれば上げて、早く全体の審議会総会で部会メンバーでない人の意見もいただきたいという思いもありますので、一応7月7日で上げるとすれば、それまでのつなぎでちょっとインフォーマルに集まり、日程調整は非常に厳しいと思いますが、集まれる方で集まって、それで全体としてこれぐらいであれば、何とか次につながるのではないかというようなところができればなというふうには思っているわけですが。

まだご発言いただいている戸田委員。

○戸田委員 消費者教育の関係なんですけれども、初めの書き方というか、38ページのところでですかね、それに関して、もともとの前のところ、課題の24ページのところでは、「自立した消費者の育成を図るため、消費者教育に一層取り組むなど、消費者に対し積極的・能動的な施策を講じていく必要がある。」というふうにあります。38ページに書かれているところを少し見ると、例えば「消費者教育の推進の中の消費者の自立を支援」というところで見ますと、「消費者が自ら進んで必要な知識を取得できるような環境を整備する」というようなことであったり、例えばその次の「消費者教育の推進の基本的な方向」というようなところを見ますと、何か「重複のない系統的な教育を受ける機会を得ることができることを目指すべきである。」というような感じで、やや環境整備というか受動的な感じがするなという印象がありました。ですので、もっともっと、課題だといって積極的、能動的に働きかけていくというのに対して、むしろ、ある程度意識を持った消費者の方が何かやろうという場合には、それに応えられるようにするということであって、ちょっとこの課題の認識と働きかけがずれていて、そもそも自発的な行動をまず起こすに至らない人に対してどういうふうに働きかけていくのかというところを、少し盛り込んでいく必要があるのかなというふうに思いました。

それから、消費者教育のところの上の方の法律の定義とかも見てみると、「消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。」というようなことがありますけれども、そもそも、その部分だけ、自立とか消費者市民社会という理由ではなくて、みずから消費者がきちんと消費生活をやっていく、営んでいくためには、いろいろ学んでいかなきゃいけないことがあるんだというような、消費者教育の必要性ということ自体が一般的にどの程度認識されているのかというところで、私は何か余り実は高くないんじゃないかと思っているんです。そういう意味では、こういった取り組みをやっていくに当たって、消費者教育自体の宣伝というか、直接の具体的な教育活動以外にも、それを

通してということかもしれないんですけども、そういったものがより必要なんだというふうなことを、そういった教育をちゃんと受けていくことが必要なんだということ、実際に職域だ地域だとかでかかわる関係者であるとか、実際にその教育を受けていく人であるとか、そういう人にも当面はじょういをしていく必要性はないのかなというのが気になったということでもあります。

それから、42ページ、さっきの職域のところの書き分けの議論はありましたけれども、単に啓発を行うことも必要であるというふうに書いてあるんですけども、事業者としてはそれが従業員の健全な生活を通じて日常安定的に行えることに資するという観点なんだろうから、有用性についてという啓発を行っていくということかなというふうに思いました。

本当に言葉だけの問題なんですけれども、食品偽装の関係で、食に対する不安が去年起きたというような表現が何か所かあったんですけども、何か別に健康の問題ではなかったの、何か不安というよりもその表示への信頼の問題であって、不信の問題であって、それを食べたら何か病気になるとか中毒を生じるとかそういう問題ではなかったんで、ファクトとしては不安というよりは不信ということかなというふうに思いました。

すみません、以上です。

○池田部会長 どうぞ。

○大森委員 先ほど、池田先生のほうから、取りまとめの仕方のご提案もあったと思うんですね。1つは、今回作っているのは審議会答申で、これを受けて基本方針自身は事務局さんのほうでまた全部起案をされるということになるんだと思うんですね。ですので、事細かに、こういうことを、ああいうことをせえというようなことを、今回の答申の中で謳うだけの本当に時間は私たちには与えられていないので、それはいいんだと思うんですけども、ただ、今の現状をきちんと見た上で、ここは重点であったり、ここが肝の部分だよと、そういうところについては、基本計画の中でそういうことをきちんと取り上げて、それに対していつまでにどういうことをやるのかということまでを、基本計画の中にきちんと書き込んでくださいということ、少なくとも答申の中では私は謳っておくべきではないのかなと思います。その目標の立て方も、どういう立て方がいいのかというのは、それはいろいろあると思いますけれども、冒頭ご紹介もしたように、ほかの例でも、数値まで構えて一定わかりやすい、それは進捗をわかりやすくすることもありますし、その結果、それが必要だったのかどうだったのかという検証をするためにも必要なことになってくる。私が提案させていただいた、拡充する、予算も人もつけましようみたいなことをもし盛り込めるとすれば、そ

いうことをする上でもやっぱり必要性はあるし、やった後はちゃんと検証もしていくんですよというようなことは、今、そういうことをきちんと数値でわかるような施策展開をしていきたいと思いますというのが、行政の進め方でも1つ流れにもあると思うので、そういうことも含めて、そういう中身を基本計画の中でちゃんとそこまでは盛り込みましょうみたいなことを、この答申の中には盛り込んでいくべきだろうなというふうに思う、そういう整理を何とか審議会までにしないといけないのかなということと、あと、消費者教育のほうは、これは消費者教育の推進計画なわけで、基本計画の言ったら下部計画で、具体的に施策を本当にアクションプログラムとして作るんだということになるはずだと僕は思っているんですね。それも、逆に言うと、秋の事務局の作業で推進計画がアクションプログラムとして全部作れるかということ、僕はちょっと無理だし、それは事務局だけで作るべきでもないと思っているので、それは別途審議会の部会というような形で、恒常的にそこをきちんと見ていける推進のための協議会を置くべきだということは、この答申の中に盛り込んで、それによって動かしていくということが必要なのではないかなというふうに思いました。

○池田部会長 どうもありがとうございます。予定した時間が来ております。改めて、今回の資料の2というのは、審議会としての意見、これを府知事に答申として出すということで、確かに書きぶりで必要があるというところについて、別の書き方があるのではないかという見方もあるのかもしれませんが、審議会の意見としてそういう形で必要があるというのは、ある意味では課題解決の方向性としてそこに力を入れるべきではないかというところで、審議会としての1つの方向性を示しているという意味では、これはこれであり得るかなというふうにも思います。

そこで、今非常に有益な意見をいただいたので、次回、7月7日なのですが、全体でインフォーマルに集まってというのはできませんので、メールが非常にうまく活用できる状態がありますので、できたら、第1から第6まで一応これで網羅していると思います、それを前提として、割り当てというか担当制を、これも全くの提案で、そんなの勘弁してよということであれば撤回ももちろんやぶさかではないのですが、要するに目を皿のように、更にいま一度していただくという意味での割り当て制、担当制みたいなものを考えたいなというふうにもちょっと思っているんですが。例えば第1と第2、それから第3、それから第4、これはちょっとボリュームあるので、それから第5と第6を合わせてという感じで4つぐらいの山に分けて、部会委員で、7名か、お一人少なくとも1つ、余力のある人は2つぐらいをこの山に入っていて、ご意見をメールで事務局のほうにお寄せいただくというようなこ

とが一番現実的なのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。一応、主担当ということで、第1、第2は大森、鈴木両委員、それから第3、第4は尾崎、金谷、花田、戸田委員にお願いします。第5、第6は池田のほうで担当ということにさせていただきます。もちろん、それ以外についても、ぜひご意見をいただければと思います。

それで、次回の部会との関係でクロージングをしたいと思いますが、事務局としてはいつまでに私どもの意見を届けばよろしいでしょうか。6月の23の週あたりぐらいが1つのラインかなという感じですが。

○事務局 できたら23とか20日とかぐらいでもありがたいんですけども。

○池田部会長 そうでしょうか。じゃ、23をクロージングということで、事務局のほうにメールで第2資料に基づいた形のところで具体的に意見を寄せていただき、それをもとに最終的に部会の案として取りまとめをさせていただければというふうに思います。

それでは、ほぼ時間が来たかと思いますが、委員のほうでさらに何か追加でご意見等ございますか。よろしゅうございますか。

それじゃ、事務局のほうでお願いいたします。

○事務局 すみません、ちょっと1点だけ。今、いろいろご議論いただいて、本当にありがとうございました。有意義なご意見をいただきました。議論の中でも当然言うていただいていたんですけども、今回は、我々がつくる基本計画、行政計画、これに向けてご意見をいただくということです。それで、枠組みにおいては、前のほうとか、2章、現状、それから3章の基本的な考え方、そういったところを我々も文言で大分書かせていただいておって、4章以下は、そういった項目として、こういった項目で具体的に施策の方向性を示しておいたほうがいいのではないかというもとに、先生方にはその方向性の考え方、鈴木先生もおっしゃっていただきました、そういう趣旨で書かせていただいております。ちょっとわかりにくいかなというのは、そこに、我々行政計画をつくるときには、こういった基本的な考え方のもとにある程度、具体的な取り組みを書いていかなあかんと思っています。ただ、これは、アクションプラン的なものは、また別途施策集として毎年まとめていきますんで、できれば少し具体的な取り組みを書きますけれども、アクションプログラムのところまでいかない、ただそこまでもまだちょっと示せていないというか、方向性のご意見をいただいております、少し具体性がわかりにくいのかなというふうに思っています。

ただ、最初のところから見ましたら、例えば第4のところでは1つの例ですけども、消費者取引の安全性というところであれば、例えばそういった特定商取引法とか安全法とか宅地

宅建業法とか、そういった各法令に基づいてやるとか具体的な話は少しここにも書かせていただいています。あるいはイベントを活用してきたとか、こういった外部の連携図るとかそういうところで、前のところではいわゆる高齢者やとか若者やとか、消費者教育の問題やというところは、少し具体的に方向性なり考え方というのは書かせていただいております、そこをもう少しご意見いただいて直していきたいと思います。基本的には4章はそういう位置づけでございまして、ここにその具体的な施策を書くというのではないのかな、こういったら恐縮ですけども、そう思っております、それを受けて我々としてある程度、具体的なもんをつくらせていただくということかなと、ちょっとわかりにくい点はそういうことかなと。

それから、特に2のところ、基本目標2のところ、誰に対して言うていくのかわからないと、まさに具体的なところがないんで見えないんですけども、恐らくこれは事業者に対しても、それから行政がやることもあります、情報提供は行政もやっていかないけません、それからそれも事業者にも言うていかなあきません、事業者ももっと取り組んでもらわなあきません、もちろん消費者もということで、全体社会としてこういった例えば循環型社会に取り組んでいく、その中で情報提供を行政はしていかなあかん、という立場からはしていかなあかんでしょうし、事業者は事業者の立場からしてもらわないかんでしょうし、ちょっとばくっとその辺は書いてございまして、これを具体的に、じゃ取り組みという中で行政としてはこんなんしていきますよというのは多分出てくると思います。ちょっとわかりにくくなっていますけれども、そういった今日も議論していただいて大分ご理解いただけたと、そういった内容で書かせていただいているところでございます。

それからあと、重点のところにつきましては、前回はそのお話出ていましたんで、我々としては、第3の基本的な考え方の後に現状を踏まえた重要性ということで、そういった今重要なポイントという言葉を入れさせていただいております、大森委員からのほうも現状を見て重点、肝の部分というのもありましたんで、その高齢化への対応でありますとかそういったところを、重点という形で、重要性という形で書かせていただいております。そんなところでさせていただいておりますけれども、あとは立て方の問題となるのかなと。そういう意味では、我々としては、その後も第4章に出てくる基本目標1、2、3、4、これが重点といえば重点かなと思って、全部が重要なことでございますんで、そういったことかなというふうにも思っております。

それから、数値目標は、大森委員も立て方いろいろあるなどおっしゃってましたように非

常に難しゅうございまして、そういったやり方がいいのかどうかというのは、数値目標もころころ、おっしゃいましたようにオレオレ詐欺でもすぐが変わってしまうんで、目標立てても目標がすぐに終わってしまったということになるかもしれません。非常に変わりやすいこととか、的確にそれが反映してんのかという、立て方は非常に難しい問題もありますんで、目標としてはこの方向性、こういったところでということでまとめさせていただいています。

それから、予算とか人員、また、役割分担、まさに今日ご議論出していました、全部府がやるわけではないですから、いろんな方との役割分担でやっていきますんで、どれぐらいのボリュームで何をやるかというのも、今後詰めていくところもありますんで、なかなかこういう充実を図るというようなことはあるにしても、具体的にそこんところがはっきりしないので書きにくいもんもあるのかな、そんなふうには思っています。

ただ、ご意見いただいたところを受けとめまして、委員の先生方に今日、分担制決めていただきましたんで、先生方とご議論させていただきながら、また作成に入ろうと思っております。どうも失礼いたしました。

○**池田部会長** それでは、本日の部会につきましては、この程度ということでしたと思います。本当に有意義な、大変活発なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。宿題も明確に出しておりますので、どうか本当に、先生方、本当に熱のこもったご努力に感謝して、いま一層のご助力を賜ります。どうぞよろしく願いいたします。本日は、まことにありがとうございました。

○**事務局** 部会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

では、閉会に当たりまして、消費生活センター所長より挨拶させていただきます。

○**消費生活センター所長** 本日は、早朝から、大変有意義なご議論、積極的に本当に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。先生方のご議論、前回以降、本当に検討いただいて、読み込んでいただいて、ご意見いただきました。先生方のご意見も踏まえながら、またご指導賜りながら、次まとめていきたいと思っておりますんで、思いは一緒でございます、私どもも何とかしたいと思っておりますが、できる形のものをしていきたいなと思っておりますんで、ご協力お願いします。本日は、本当にありがとうございます。

閉会 午前11時00分